

秋田公立美術大学大学院学則

平成29年4月1日

規程第5号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 運営組織（第5条－第7条）
 - 第3章 修業年限および在学年限（第8条・第9条）
 - 第4章 入学（第10条－第17条）
 - 第5章 授業科目、履修方法等（第18条－第26条）
 - 第6章 休学、復学、転学、留学、退学および除籍（第27条－第33条）
 - 第7章 修了、学位および教育職員免許（第34条・第35条）
 - 第8章 授業料等（第36条）
 - 第9章 賞罰（第37条・第38条）
 - 第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、
社会人学生および外国人留学生（第39条－第46条）
 - 第11章 補則（第47条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「大学学則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、秋田公立美術大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しながら、複合的な教育・研究を通じて、一人ひとりの個性を尊重した専門性のさらなる深化を追求し、新たな芸術表現の創出やより本質

を捉えた地域貢献を図るため、高度な実践力を有する人材と高度な専門性を有する研究・教育者の育成を行うことを目的とする。

(課程)

第3条 本学大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養い、地域社会に芸術表現で貢献できる人材を育成することを目的とする。

(研究科等)

第4条 本学大学院に複合芸術研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の課程、専攻ならびにその入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	複合芸術専攻	10人	20人

第2章 運営組織

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置き、大学院の教授をもって充てる。

2 研究科長は、研究科の校務をつかさどり、学長が決定を行うに当たり、研究科の校務について意見を述べるができるものとする。

3 研究科長の選考方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

(研究科教授会)

第6条 研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、研究科の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の教員を加えることができる。

3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるができる。

(1) 学科目又は講座および授業科目の種類および編成に関する事項

(2) 本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の入学、休学、復学、転学、留学、退学（第4号に係るものを除く。）、除籍、修了その他の身分に関する事項

(3) 学生の厚生補導に関する事項

(4) 学生の賞罰に関する事項

(5) 学位に関する事項

(6) F D等教育活動に関する事項

(7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

4 研究科教授会は前項に規定するもののほか、学長および研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 前4項に定めるもののほか、研究科教授会に必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第7条 研究科教授会に、特定のことを審議するため、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限および在学年限

（修業年限）

第8条 修士課程の修業年限は、2年とする。

（在学年限）

第9条 修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

2 第15条もしくは第16条までの規定により入学した学生又は第31条第1項の規定により留学した学生にあつては、前項の規定にかかわらず、それぞれ第17条又は第31条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 入学

（入学の時期）

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

- (1) 第39条第1項の規定により入学を許可された研究生および第43条の規定により入学を許可された特別研究学生 各月の初日
- (2) 特別の理由があると学長が認める者 後期の始め
(入学資格)

第11条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、入学資格審査により、大学を卒業した者と同程度の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、学長は、大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、別に定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者を修士課程に入学させることができる。

(入学の志願の手続)

第12条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 本学大学院へ入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、研究科教授会の意見を聴いて、入学を許可する。この場合において、公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第82号。以下「学生納付金規程」という。）の定めるところにより入学料の減免又は分割徴収もしくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

(再入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で本学大学院の同一の専攻に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第32条第1項の規定により退学を許可された者

(2) 第32条第2項の規定により退学となった者で、当該未納であった授業料を完納したもの

(転入学)

第16条 本学大学院以外の大学院（以下「他の大学院」という。）に在学している学生で本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学又は転入学の場合の取扱い)

第17条 第15条又は第16条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目およびその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第5章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第18条 修士課程の授業科目は、次に掲げる科目に区分する。

(1) 履修により修得した単位数を修了の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（次号において「修了単位認定科目」という。）でその履修を義務付けられているもの 必修科目

(2) 修了単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの 選択科目

2 前項の授業科目の種類およびその単位数は、別表のとおりとする。

3 第1項の授業科目の配当年次、履修方法、学生が修得すべき単位数等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、15時間から30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、30時間から45時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2

以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

(5) 前4号の規定にかかわらず、修士論文・修士制作については、これに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、試験の成績、出欠状況その他必要な項目の総合評価により行い、合格と認められた学生には所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第21条 前条の評価による成績は、秀、優、良、可および不可の5種類の評価をもって表し、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、これによりがたいときは、合および否の評価をもって表し、合を合格とし、否を不合格とする。前条の試験の成績は、優、良、可および不可をもって表し、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、教授会が適当と認めた科目の成績は、合格および不合格をもって表すことができる。

(授業および研究指導)

第22条 修士課程における教育は、授業科目の授業および修士論文又は修士制作に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第23条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は本学以外の研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等による修得単位の認定)

第25条 前条の規定により修得した単位は、研究科教授会の意見を聴いて、

10単位を超えない範囲で修士課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条の規定による単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

第27条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、研究科教授会の意見を聴いて、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、研究科教授会の意見を聴いて、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して、2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第8条に規定する修業年限および第9条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第29条 学長は、第27条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、研究科教授会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

(転学)

第30条 他の大学院に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 学長は、外国の大学院に留学をすることを志願する学生があるときは、研究科教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした学生の本学に在学すべき年数については、研究科教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 第25条の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学院に留学をする場合に準用する。

(退学)

第32条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、研究科教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

- (1) 第9条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第28条第1項又は第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 修了および学位

(修士課程の修了)

第34条 修士課程に2年(第15条から第16条までの規定により入学した学生又は第31条第1項の規定により留学をした学生にあつては、それぞれ第17条又は第31条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより30単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士制作及び修士制作報告書の審査および試験に合格した学生については、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修士課程の修了を認定する。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

(学位記および学位)

第35条 本学大学院を修了した者には、学位記を交付し、学位を授与する。

研究科	学位
複合芸術研究科	修士(美術)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料等

第36条 本学大学院の授業料、入学料および入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、学生納付金規程の定めるところによる。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第38条 学長は、本学大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為をした者

4 停学の期間は、第8条に規定する修業年限および第9条に規定する在学年限に算入する。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生および外国人留学生

(研究生)

第39条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育および研究に支障のない場合に限り、研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第40条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第20条および第21条の規定を準用して単位を与えることができる。

(聴講生)

第41条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項および第3項の規定は、聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第42条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、研究科教授会の意見を聴いて、当該他の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第20条および第21条の規定を準用して単位を与えることができる。

(特別研究学生)

第43条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、研究科教授会の意見を聴いて、当該他の大学院およびその研究科との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(社会人学生)

第44条 学長は、社会人で本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第45条 学長は、外国人で、本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第46条 第41条から前条までに定めるもののほか、社会人学生、外国人留学生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生および外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

第47条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が定める。

(大学学則の準用)

第48条 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。